

VBSS マネージド XDR Powered by DIS 利用規約

本利用規約（以下「本規約」といいます。）は、ダイワボウ情報システム株式会社（以下「DIS」といいます。）の提供する「VBSS マネージド XDR Powered by DIS」（以下「MXDR」といいます。）の利用条件を定めるものです。MXDR をご利用になる方は、本規約に同意する前に、必ず全文お読み下さいますようお願いいたします。

お客様は、DIS もしくは販売店の指定する方法で、MXDR を購入し、利用申込を行うことで、本規約のすべての条件に同意したものとみなされます。本規約の条件に同意いただけない場合には、利用申込を中止してください。

第1条 定義

1. 「MXDR」とは、トレンドマイクロ株式会社（以下「トレンドマイクロ」といいます。）が提供する Worry-Free Managed XDR for Endpoint（以下「WF XDR」といいます。）のライセンスと DIS が提供するマネージドサービス（以下「マネージドサービス」といいます。）をセットにした製品を意味します。
2. 「お客様」とは、「iKAZUCHI(雷)」を利用して販売店が発注した MXDR を、販売店より購入し本規約に同意のうえ利用する個人または法人を意味します。
3. 「販売店」とは、DIS へ「iKAZUCHI(雷)」を利用して MXDR を発注し、お客様に販売する法人を意味します。
4. 「iKAZUCHI(雷)」とは、DIS が取り扱うソフトウェア（ライセンス商品を含む）、SaaS 商品等サービス型商品の内、DIS が指定する商品を WEB サイト (<https://rs.ikazuchi.biz>) にて発注できるサービスならびに付随するサービスを意味します。
5. 「マネージドサービス」とはトレンドマイクロが提供する WF XDR の運用および管理を DIS が代行して実施するサービス及び付随するサポートを意味します。サービスの仕様等の詳細は DIS が別途提示する「サービスメニュー」にて定めるものとし、お客様は「サービスメニュー」に記載される内容に従い、MXDR を利用するものとします。
6. 「サービスメニュー」とは、DIS が MXDR の仕様、運用ルールおよび使用方法の詳細を定めるドキュメントを意味します。DIS は MXDR の仕様変更に伴い、サービスメニューの内容を変更することができるものとします。
7. 「最低利用期間」とは、DIS が指定する MXDR 利用契約のお客様による解約が禁止される期間を意味します。解約の時期にかかわらず、お客様は最低利用期間分の利用料金を負担するものとします。
8. 「無償利用期間」とは、DIS が指定する MXDR の利用料金の支払いを免除する期間を意味します。
9. 「ドキュメンテーション」とは、印刷または電子的なフォームによって DIS が作成し、

お客様に提供するマニュアルおよびレポートを意味します

10. 「バージョンアップ版」とは、本契約有効期間中にトレンドマイクロが DIS を通じてお客様に提供するバグフィックス版または改良版等の本ソフトウェアの新バージョンを意味します。
11. 「パターン・アップデート」とは、本ソフトウェアにおいてウイルス等のスキャンングまたは駆除のために使用され、かつ、トレンドマイクロが DIS を通じて随時更新またはリリースするパターンファイルを意味します。
12. 「コンピュータ」とは、MXDR をインストールして、利用するパソコンやタブレット等のお客様が自己所有するクライアントコンピュータ（お客様が自己使用するリース物件またはレンタル物件を含みます）を意味します。コンピュータはトレンドマイクロの Web ページ（https://www.trendmicro.com/ja_jp/small-business/worry-free-services.html）に掲載している最新のシステム要件に記載の Windows オペレーティングシステムが稼動するコンピュータに限られるものとします。但し、MXDR においては最新の Windows 環境に限られるものとします。なお、コンピュータは物理的ではなく論理的なコンピュータ（例：1 台の物理的コンピュータに独立した OS を持つ 2 台の論理的コンピュータ）である仮想マシンも含むものとし、シンクライアントマシン（記憶装置等がなく、ネットワーク経由サーバからソフトウェアを実行させるコンピュータ）は、コンピュータ 1 台としてカウントします。
13. 「Licensing Management Platform（以下、LMP といいます）」とは、お客様においてライセンス数の確認などの機能を有する、トレンドマイクロのサーバ上に置かれる Web コンソール（トレンドマイクロが DIS を通じて利用者に提供するインターネット上の入力装置）を意味します。
14. 「DIS サポートポータル」とはお客様の問合せの受付を行う Web 型の問合せシステムを意味します。
15. 「オブジェクト」とは、ファイル、URL、プロセスなどの総称を意味します。
16. 「不審オブジェクト」とは、安全が確認されていない未知のオブジェクトを意味します。

第 2 条 業務の委託

1. お客様は運用・管理等を行う業務を委託し、DIS はこれを受託します。
2. DIS とトレンドマイクロは、サービスメニューの、サービス提供条件を満たすお客様の端末に、拡散の危険性のある危険な脅威が存在すると判断した場合、端末の隔離と不審オブジェクトや端末情報の収集をリモートで行います。

第 3 条 契約

1. お客様が利用申込した MXDR は、お客様と DIS との間で利用契約が成立した場合、

DIS はお客様に対してお客様が自己所有するコンピュータにおいてセキュリティ対策を目的としてMXDRを利用する日本国内における非独占的、再許諾不可能かつ譲渡不可能な権利を許諾し、サービスメニューに定めるサービスを提供します。かかる権利は、本製品に関する支払いを含め、本契約の条項をお客様が継続的に遵守することを条件とします。

2. MXDR は、お客様が DIS もしくは販売店の指定する方法で MXDR を利用申し、お客様が利用申込時に記載したメールアドレスへ DIS が MXDR 利用のための ID、仮パスワードを電子メールにて送信した時点で成立いたします。ただし、MXDR の提供状況や不具合の発生によりサービス開始日が遅れる場合があります。
3. DIS の責任以外で MXDR 利用のための ID、パスワードが漏洩した場合、DIS は一切の責任を負いません。
4. MXDR を利用するコンピュータの総数が、MXDR 申込後に DIS がお客様へ提供する LMP 表記のライセンス数を超える場合、お客様は、DIS 所定の条件のもと、MXDR を追加申込する必要があります。また、お客様は、(1) 第三者に公開する Web サーバ等各種サーバ（以下、「各種サーバ」といいます）、(2) 第三者へ電子メールを送信するための専用サーバ、または、(3) 各種サーバに対してウイルス検索を行うサーバに、MXDR のソフトウェアをインストールすることはできないものとします。
5. MXDR の提供に関する DIS の義務は、本条第 1 項記載の内容に関する合理的な努力を行うことに限られるものとします。なお、DIS は次の各号のいずれかに該当する事項がある場合には、利用申込を承諾しない場合があります。また、MXDR の契約成立後であっても、次の各号のいずれかに該当する事実が判明した場合には、ただちに MXDR の契約を解除することができるものとします。
 - (1) MXDR の申込に虚偽の事項を記載したことが判明した場合
 - (2) お客様が、MXDR の利用料金の支払いを現に怠り、または怠るおそれがあると DIS が判断した場合
 - (3) MXDR に関わらず DIS が提供する全サービスにおいて、過去に不正利用などにより契約の解除、またはサービスを停止されていることが判明した場合
 - (4) 事由の如何にかかわらず、トレンドマイクロが WF XDR の利用を承諾しない場合
 - (5) その他 MXDR の契約を締結し継続することが、技術上または DIS の業務の遂行上著しい支障があると DIS が判断した場合
6. お客様が管理対象の追加を希望する場合は、DIS もしくは販売店の指定する方法で追加申し、DIS もしくは販売店が対象追加に関するサービス開始の通知を行った時点で追加申込の契約が成立するものとします。なお、DIS は本条第 5 項各号のいずれかに該当する事情がある場合には、追加申込を承諾しない場合があります。
7. お客様は、申込時に届け出ていただいたお客様連絡先（氏名、名称、住所もしくは居

所、連絡先の電話番号もしくはメールアドレスをいいます。以下同じとします。)に変更があったときは、そのことを速やかに DIS に DIS 所定の方法により届け出ていただきます。

8. DIS は、前項の届出があったときは、その変更のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。
9. お客様は、前々項の届出を怠ったことにより、DIS が従前のお客様連絡先に宛てて書面等を送付したときは、その書面等が不到達であっても、通常その到達すべきときにお客様が通知内容を了知したものととして扱うことに同意していただきます。
10. お客様が事実と反する届出を行ったことにより、DIS が届出のあったお客様連絡先に宛てて書面等を送付した場合についても、前項と同様とします。
11. 前2項の場合において、DIS は、その書面等の送付に起因して発生した損害について、一切の責任を負わないものとします。
12. DIS は、お客様連絡先が事実と反しているものと判断したときは、この規約の規定によりお客様に通知等を行う必要がある場合であっても、それらの規定にかかわらず、その通知等を省略できるものとします。

第4条 契約の地位の承継

1. 相続または法人の合併もしくは分割によりお客様の MXDR の契約上の地位の承継があったときは、相続人、合併後存続する法人、合併もしくは分割により設立された法人または分割により営業を承継する法人は、DIS 所定の書面にこれを証明する書類を添えて、DIS まで届け出ていただきます。
2. 前項の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうち1人を DIS に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
3. DIS は、前項の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。
4. お客様は、第1項の届出を怠った場合には、前条の規定に準じて取り扱うことに同意していただきます。

第5条 利用料金

1. MXDR の契約が成立した場合、お客様は販売店が提示する料金とその支払条件に従い MXDR の利用料金全額を支払うものとします。
2. 月額契約は、利用を開始した月の翌月 1 日から翌月末日を利用期間とします。ただし、利用を開始した月を含めた2カ月を最低利用期間とします。
3. 年額契約は利用を開始した月の翌月 1 日から 1 年間を利用期間とします。年額契約は 1 年分の利用料金を一括で支払うものとします。
4. 月額契約、年額契約ともに利用を開始した月は無償利用期間とします。

5. MXDR の提供状況や不具合発生時、設定作業日程によって導入が遅延する場合は別途サービス開始日を変更する場合があります。
6. MXDR の利用料金を変更する場合、DIS は事前に販売店へメール送信あるいは書面の郵送を行うこととします。

第6条 著作権等

1. MXDR およびドキュメンテーションならびにサービスメニューに関する著作権、ノウハウおよびその他のすべての知的財産権はトレンドマイクロおよび DIS に帰属します。
2. お客様は、DIS およびトレンドマイクロの書面による事前の承諾を得ることなく、有償・無償を問わず営利目的または付加価値サービスとして、第三者へ提供されるサービスの一環として MXDR を使用することはできないものとします。

第7条 MXDR の利用

1. お客様は日本国内に限り、本規約、ドキュメンテーションならびに必要なに応じて DIS またはトレンドマイクロより通知する内容に従い MXDR を利用することができるものとします。
2. 本ソフトウェアはパターン・アップデートが実施されることがあり、その場合 DIS またはトレンドマイクロはお客様に事前の承諾をえることなく、お客様のコンピュータにインターネットを通じてアクセスし、必要な処理を実施することができるものとします。
3. 本ソフトウェアはバージョンアップ版が提供されることがあり、お客様は必要に応じて、バージョンアップ版をダウンロードのうえコンピュータにインストールするものとします。なお、バージョンアップ版をインストールしない場合、MXDR またはパターン・アップデートの利用が一部ないし全部できない場合があります、マネージドサービスを利用できないことがあることをお客様は承諾するものとします。

第8条 保証および責任の限定

1. DIS およびトレンドマイクロは MXDR（トレンド製品で使用されるシステムおよびソフトウェアの自動的なバージョンアップやプログラム修正による不具合、日本国外での利用を起因とする不具合、お客様の電子メール未達、ロスト、遅延、検索サービス上の問題などを含むがこれに限定されない。本条において以下同様とする。）およびドキュメンテーションに関して一切の保証を行わないものとします。また、DIS およびトレンドマイクロは、MXDR がお客様の特定の目的に適合することを保証するものではなく、事故および誤用等に起因するお客様の損害につき一切の補償を行いません。
2. DIS が必要とする情報、不審オブジェクトを提示しない場合、もしくは提示した設定変更等の作業を実施しない場合は、それ以降の対応を行いません。

3. MXDR に起因してお客様もしくはその他の第三者に生じた結果的損害、付随的損害および逸失利益に関して DIS およびトレンドマイクロは一切の責任を負いません。
4. お客様連絡先変更の届出がなされない場合またはその内容に不備がある場合、DIS からお客様への通知、郵送およびその他のコンタクトの不達により生じる不利益ならびに損害については、お客様の責任とします。
5. 本規約のもとで、理由の如何を問わず DIS がお客様またはその他の第三者に対して負担する責任の総額は、お客様が損害を生じる直前の3カ月間に本規約のもとでお客様が実際に支払われた対価の100%を上限とします。

第9条 守秘義務

1. お客様は、(1) 本規約記載の内容、および(2) 本規約および MXDR の利用に関連して知り得た情報 (MXDR に関連する電話番号、ファックス番号、メールアドレス、ドキュメンテーションならびにコンピュータネットワークを介して提供される情報内容を含みます) につき、DIS の書面による承諾を得ることなく第三者に開示、漏洩しないものとし、かつ、本規約における義務の履行または権利の行使に必要な場合を除き方法を問わず利用しないものとします。ただし、国家機関の命令による開示等正当なる事由に基づき開示する場合はこの限りではありませんが、その場合は DIS に対して速やかに事前の通知を行うものとします。
2. 前項に関わらず、以下各号に定める事項については前項の適用を受けないものとします。
 - (1) 開示を受けた時に既に公知である情報
 - (2) 開示を受けた後、自己の責によらず公知となった情報
 - (3) 開示を受ける前から、自己が適法に保有している情報
 - (4) 第三者から、守秘義務を負わず適法に入手した情報
 - (5) DIS の機密情報を使用または参照することなく独自に開発した情報

第10条 監査権

DIS は、お客様による本規約の遵守を確認する目的で、事前通知のうえ、DIS の負担によりお客様に対して監査を行う権利を有するものとします。

第11条 提供中止

1. DIS は、以下の場合、お客様へ事前の通知を行うことなく MXDR の提供を中止することがあります。
 - (1) システムの保守を定期的にもしくは緊急にて行うとき
 - (2) インターネットを含むネットワークの障害、火災もしくは停電等の不可抗力、または、第三者による妨害等によりシステムの運用が困難になったとき

- (3) 天災またはこれに類する事由により、システムの運用ができなくなったとき
 - (4) お客様もしくは販売店からの MXDR の利用料金の支払いが滞ったとき
 - (5) お客様の所在が不明であるとき
 - (6) 上記以外の緊急事態により、DIS がシステムを停止する必要があると判断するとき
 - (7) トレンドマイクロの意向にて、契約した MXDR のサービス提供またはメーカーサポート期間が終了したとき
2. DIS は前項に基づく MXDR の提供の中止によって生じたお客様および第三者の損害につき、一切の責任を負いません。

第 12 条 解約

1. 月額契約、年額契約ともにお客様は DIS もしくは販売店の指定する方法により、契約終了日の 3 営業日前までに MXDR の契約更新の解約を申し入れることができます。この場合、月額契約は DIS に通知があった月の末日、年額契約は契約終了日を以て MXDR の契約は終了するものとします。ただし、月額契約の場合、最低利用期間中の解約はできません。
2. DIS は事由の如何を問わず、DIS が受け取り済みの MXDR の利用料金はお客様に返金することはないものとします。
3. お客様が一度契約を終了した後に再契約を行う際は、新規で契約を行う必要があります。その場合、契約終了前にお客様が利用していた環境を再度利用することはできません。

第 13 条 契約の解除

1. お客様が本規約に違反した場合、お客様は、本規約に基づく MXDR の利用料金その他の債務の全てについて、当然に期限の利益を失い、DIS に対して直ちにその料金その他の債務を弁済しなければならないものとします。かつ、DIS はお客様への通知をすることなく、MXDR の契約を解除することができるものとします。その場合、MXDR の契約は規約違反の状態の発生と同時に終了するものとします。
2. 前項に定める他、お客様が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロもしくは特殊知能暴力団等その他これらに準じる者（以下、「暴力団等」といいます）に該当する、または次の各号のいずれか一に該当することが判明した場合、お客様は、本規約に基づく MXDR の利用料金その他の債務の全てについて、当然に期限の利益を失い、DIS はお客様への通知をすることなく、MXDR の契約を解除することができるものとします。その場合、MXDR の契約は同時に終了するものとします。
 - (1) 暴力団等が経営を支配しているまたは経営に実質的に関与していると認められ

- る関係を有すること
 - (2) 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団等を利用していると認められる関係を有すること
 - (3) 暴力団等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (4) 役員または経営に実質的に関与している者が、暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
3. お客様が次の各号のいずれかに該当することが判明した場合、DIS からお客様への通知をすることなく、お客様は、本規約に基づくMXDRの利用料金その他の債務の全てについて、当然に期限の利益を失い、DIS に対して直ちにその料金その他の債務を弁済しなければならないものとします。かつ、DIS はお客様への通知をすることなく、MXDR の契約を解除することができるものとします。その場合、MXDR の契約は規約違反の状態の発生と同時に終了するものとします。
- (1) DIS への申告、届出内容に虚偽があった場合
 - (2) お客様がその負担すべき債務の全部または一部について不完全履行もしくは履行遅滞に陥ったとき。
 - (3) 第 11 条の規定により MXDR を停止されたお客様が、その原因たる事実を解消しない場合
 - (4) お客様が、破産法、民事再生法または会社更生法の適用の申立、その他これらに類する事由が生じたと知った場合
 - (5) 本規約に違反した場合
 - (6) 事由の如何を問わず、DIS が MXDR の提供を取りやめた場合
 - (7) トレンドマイクロが運営するサーバ経由でスパムメールなどの不正なメールを送信した場合
 - (8) その他、お客様として不適切と DIS が判断した場合
4. DIS は契約期間中であっても、お客様に対する 1 カ月前の通知により MXDR の契約の一部または全部を終了させることができるものとします。
5. 前各項にかかわらず、DIS は DIS の都合によりお客様に対する MXDR を終了することがあり、DIS が MXDR を終了した場合、DIS はお客様に対する MXDR を提供する義務を負わず、終了および終了の連絡遅延によりお客様に生じた損害についてもその責任を負わないものとします。なお、終了時は DIS が配信する Web ページによりご案内いたします。

第 14 条 更新

1. 月額契約の場合、MXDR の契約は毎月の自動更新となります。

2. 年額契約の場合、MXDR の契約は年間の自動更新となります。
3. 月額契約、年額契約ともにお客様は DIS もしくは販売店の指定する方法により、MXDR の契約の変更を申し入れることができます。この場合、月額契約では翌月1日に、年額契約では契約終了日の翌日に契約内容の変更を反映します。
4. ライセンス数を変更する場合、DIS もしくは販売店の指定する方法で変更する必要があります。

第15条 月内契約変更

1. 月額契約、年額契約ともに、お客様は DIS もしくは販売店の指定する方法により、契約期間が終了する月の20日までにMXDRの月内契約変更を申し入れることができます。
2. 月額契約の月内契約変更を行った場合、追加契約分の費用は契約の変更を行った月も1カ月分の利用料を支払うものとします。
3. 年額契約の月内契約変更を行った場合、追加契約分の費用は契約の変更を行った月を含めて契約終了日までの費用を月割りで計算し一括で支払うものとします。また、契約終了日は既に契約済みのMXDRの契約終了日とします。
4. 月額契約、年額契約ともに契約数を減らす変更を行った場合、利用料の返却は行いません。

第16条 再委託

DIS は、運用、サポートの実施をその裁量により第三者に再委託できるものとします。
DIS は、再委託先に対し、本利用規約に基づく DIS の義務を遵守させるものとします。

第17条 個人情報の取り扱いについて

1. お客様は、DIS がお客様に関する以下の個人情報（変更後の情報を含みます。）につき必要な保護措置を講じたうえで収集、利用し、当社が定める相当な期間保有することに同意します。
 - (1) 氏名、会社名、住所、電話番号、メールアドレス等、お客様が第3条第1項または2項に基づき届け出た事項
 - (2) 購入サービス、ユーザー登録日、契約の更新状況等、お客様と DIS との MXDR の契約にかかわる事項
 - (3) お客様から提出された問合せ内容等
2. お客様は DIS が、以下の目的のために個人情報を利用することに同意します。
 - (1) お客様との売買契約、保守契約および業務委託契約などの各種契約の履行のため
 - (2) 当社の取扱商品または当社が提供するサポート、サービスの品質向上のため

- (3) 当社が主催するセミナー、当社の取扱商品、当社が提供するサポート、サービスまたは情報技術に関するご案内をお客様へ送付するため
 - (4) お客様へ販売した取扱商品のサポート、メンテナンスを実施させて頂くため
 - (5) お客様へ新たな取扱商品や各種キャンペーンのご案内を送付するため
3. お客様は、DIS が前項の各行為を実施するにあたり、同社の子会社および関連会社、販売店ならびに代行業者に対して本条第1項所定の個人情報を提供、もしくは、個人情報の取り扱いの全部または一部を委託する場合があることに同意します。なお、当該個人情報を同社の子会社および関連会社、販売店ならびに代行業者に対して提供、もしくは、個人情報の取り扱いの全部または一部を委託する場合には、適切な安全管理措置を講じた上で、電子メール、記憶媒体などの送付により行います。
 4. お客様は、DIS に対し、自己に関する客観的な事実に基づく個人情報に限り、開示するよう請求することができるものとします。なお、開示請求にあたっては、別途 DIS が定める手続が必要となります。開示請求により万一個人情報の内容が不正確または誤りであることが判明した場合、DIS は速やかに当該個人情報の訂正もしくは一部削除に応じるものとします。
 5. 前項にかかわらず、以下のいずれかに該当する情報については、DIS は開示の義務を負わないものとします。
 - (1) DIS または第三者の営業秘密またはノウハウに属する情報
 - (2) 保有期間を経過し、現に DIS が利用していない情報
 - (3) 個人に対する評価、分類、区分に関する情報
 - (4) DIS 内部の業務に基づき記録される情報であって、これが開示されると業務の適正な実施に著しい支障をきたす恐れがあると当社が判断した情報
 6. お客様は、DIS が本条2項に記載される目的のために個人情報を利用することにつき停止および第三者への提供の停止の申し出を行うことができるものとし（但し、法令等に定めがある場合を除く）、同社は当該申し出を受けた場合利用停止の措置を講じるものとします。ただし、サポートサービスの提供または更新案内等、業務上必要な通知に同封または併記される製品案内、通知等についてはこの限りではありません。
 7. お客様は、MXDR の契約が終了するかまたは解除された場合であっても、その理由の如何を問わず本条1項に基づきユーザー登録を行った事実に関する個人情報が DIS により一定期間利用されることに同意します。
 8. DIS はトレンドマイクロ及びトレンドマイクロの委託先に MXDR の提供を目的として、お客様の個人情報を提供いたします。
トレンドマイクロは入手した個人情報を下記 URL のポリシーに従い管理します。
https://www.trendmicro.com/ja_jp/about/legal/privacy-policy/product.html
 9. MXDR の利用にあたり、トレンドマイクロ製品から取得されるお客様の情報は下記 URL から確認ができます。

<http://www.go-tm.jp/data-collection-disclosure>

10. お客様が本条にご同意いただけない場合、MXDR に関する一部もしくは全部のサービス提供等を受けられない場合があります。

第18条 一般条項

1. 本規約は、MXDR の利用に関し、MXDR の契約の締結以前にお客様と DIS との間になされたすべての取り決めに優先して適用されます。
2. DIS は本規約につき、WEBサイト (https://discs-tsaas.jp/service_6.html) 上のページにおいて同WEBサイトが稼働していない場合を除き、常時掲載するものとします。
3. DIS が本規約を変更する場合、効力発生日の30日前までに、本規約を変更する旨、変更後の本規約の内容、効力発生日につき前項のWEBサイト上のページへの掲載その他の方法によりお客様に告知するものとし、当該効力発生日をもって、当該変更後の本規約の効力が生じるものとします。
4. 第6条および第9条の各定めは、本規約が解除、期間の満了またはその他事由によって終了したときであってもなおその効力を有するものとします。
5. 本規約は、日本国法に準拠するものとします。本規約に起因する紛争の解決については、東京地方裁判所が第一審としての専属的管轄権を有するものとします。

【サービスメニュー】

月額/年額	サービス名	補足
月額	VBBSS マネージド XDR Powered by DIS 月額版	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用開始月の翌月 1 日から翌月末日までを利用期間とします。 ・ 利用開始月は無償利用期間です。 ・ 最低利用期間は利用開始月を含めて 2 カ月とします。 ・ 自動更新となります。
年額	VBBSS マネージド XDR Powered by DIS 年額版	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用開始月の翌月 1 日から 1 年間を利用期間とします。 ・ 利用開始月は無償利用期間です。 ・ サービス利用料金は 1 年分一括払いとなります。 ・ 年間での自動更新となります。

※現地へ訪問しての対応はサービス対象外です。

※日本国内で日本語での提供に限ります。

1. サービス提供条件

マネージドサービスの提供を受けるには以下の条件を満たす必要があります。

- ① DIS から MXDR を購入している
- ② 下記の環境および設定を実施済みのコンピュータ
 - ・ VBBSS セキュリティエージェントのインストールされた Windows 端末
インストール要件は下記 URL のシステム要件をご確認ください。
https://www.trendmicro.com/ja_jp/small-business/worry-free-services.html
 - ・ VBBSS の管理サーバと正常な通信ができる状態
 - ・ Endpoint Sensor 機能が「有効」
 - ・ 仮想アナライザの機能が「有効」
 - ・ リアルタイム検索の有効化
 - ・ 各種検知機能の有効化（トレンドマイクロでのベストプラクティス設定の適用を推奨）
- ③ Windows 以外はマネージドサービスの提供対象外となります。

2. サービス内容

マネージドサービスは、DIS が販売する MXDR を購入することでご利用可能なサービスです。サービスには以下の内容が含まれます。

- (1) DIS サポートポータル・電話による問合せ対応

MXDR に関するお問い合わせに回答をいたします。

※問合せは、MXDR に関する内容のみに限定させていただきます。

※問合せの内容が、お客様が閲覧可能なマニュアルに記載されている内容の場合、マニュアル記載箇所のご案内にて回答とさせて頂く場合があります。

(2) 運用代行

マネージドサービスでは下記の項目を実施します。検知された脅威の状況や内容により、項目の順序変更やスキップされる場合があります。

①不審なオブジェクトの一時ブロック、メールの隔離、プロセスの強制終了
<p>注意が必要なイベント (Noteworthy Event) をトリガーに開始します。</p> <p>ただし、マネージドサービスの対象外となる注意が必要なイベントもあり、この場合はイベントが発生した場合でも調査は実施いたしません。端末内の不審オブジェクトが脅威である可能性を考慮し、不審オブジェクトが動作しないよう VBBBS で下記を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none">・ VBBSS の「ユーザー定義不審オブジェクト (UDSO)」を利用したブロック機能で対処します。・ Windows プロセスが関与するファイルレス攻撃のタスク/プロセスと思われるプロセスをリモートで強制終了します。・ 調査の結果、安全なオブジェクトと判断された場合、ブロックは解除されます。
②危険な端末のリモートでの隔離
<p>拡散の危険性のある危険な脅威が端末に存在すると判断した場合、端末のリモート隔離を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none">・ お客様に実施確認のご連絡を実施します。・ 隔離後、隔離未実施のどちらでも調査は継続可能です。・ 処置が完了後に、リモートで隔離の解除を実施します。
③リモートでの不審オブジェクトの収集
<p>リモートで不審オブジェクトや端末情報の収集を行います。</p> <p>検出した状況に応じて取得内容は変わります。</p> <p>リモートで収集する可能性があるログは以下の通りです。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 不審なファイル<ul style="list-style-type: none">※端末の参照ではなく、任意のパスやファイル指定して取得します。・ 端末名・ IP アドレス・ レジストリ情報・ Windows セキュリティイベントログ・ TrendMicro ATTK ツールによる調査ログ <p>上記がリモートで収集できない場合、お客様に対応の依頼をいたします。</p>

④不審オブジェクトの分析
収集した情報を基に、トレンドマイクロのサービスチームおよびウイルス解析チームによる分析が行われます。もし安全なオブジェクトと判断された場合、トレンドマイクロのセーフソフトウェアデータベースに登録され、トレンドマイクロ製品で検知されない処理を行います。
⑤ウイルスパターンや Web レピュテーションへの反映
④において、悪意のあるオブジェクトと判断された場合、恒久対策としてトレンドマイクロの各種パターン・ルールへの反映を行います。 <ul style="list-style-type: none"> ・すでにブロックされているオブジェクトに加え、追加でブロックが必要なオブジェクトがあれば、VBBSS の「ユーザー定義不審オブジェクト (UDSO)」を用いてブロックします。 ・パターンやルールを作成し反映します。
⑥他の端末に対して脅威の影響を調査
他の端末における悪意のあるオブジェクトを特定するため、お客様内の端末間の調査を実施します。 <ul style="list-style-type: none"> ・④にて判明した悪意のあるオブジェクトを基に、他の端末で同様の脅威がないか調査します。 ・①および⑤においてブロックおよびパターンに提供されておりますので、処置は不要です。
⑦作業内容報告
対応内容に関する報告をお客様にメールで実施します。

※運用代行サービスは MXDR の契約が有効な場合に提供いたします。運用代行サービスの対応途中で MXDR を解約された場合は、代行サービスの提供は中止されます。

(3) 月次サマリレポートの提供

毎月 1 日に前月 1 カ月の注意が必要なイベントなどをサマリしたレポートがメールで送付されます。レポートはトレンドマイクロの定型フォーマットで作成されます。

※レポートが送付されるには、有効な MXDR の契約が必要です。

3. サービス提供時間

(1)	DIS サポートポータル・電話での問合せ、障害受付	DIS 営業日の 月曜日～金曜日 9:00～18:00
(2)	運用代行	DIS 営業日の 月曜日～金曜日 9:00～18:00

制定日：2024年3月1日

ダイワボウ情報システム株式会社